

令和6年 農地の賃借料

令和6年1月から12月までに農地法、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律により賃借権設定した農地の賃借料は次の通りです。

この金額は賃借料を決める際の目安として示すものであり、決定に至っては当事者双方で話し合いのうえ決定してください。

1 田（水稻）の部 （金額は年額／10アール当たり）

地域名	平均値(円)	最高額(円)	最低額(円)	農地数(筆)	備 考
中 央	8,000	20,000	1,400	59	
五十市	8,800	15,100	1,400	75	
祝 吉	10,000	11,200	3,000	123	
沖 水	16,800	25,000	4,900	427	
志和池	9,500	25,000	2,300	133	施設園芸作物 最高額 38,800円
庄 内	9,000	35,000	1,400	153	
西 岳	5,900	8,800	5,000	19	
梅 北	7,900	16,100	6,200	6	
安 久	6,800	10,400	1,300	216	
山之口	9,600	12,000	5,000	24	
高 城	13,100	45,000	5,500	138	施設園芸作物 最高額 38,000円
山 田	7,900	13,000	3,700	155	
高 崎	9,700	17,000	4,400	95	
都城市	11,100	45,000	1,300	1,623	

2 普通畑の部 （金額は年額／10アール当たり）

地域名	平均値(円)	最高額(円)	最低額(円)	農地数(筆)	備 考
中 央	9,900	15,000	8,000	17	
五十市	10,100	45,200	5,000	157	
祝 吉	9,500	10,000	8,900	2	
沖 水	9,700	25,000	4,900	47	
志和池	9,700	20,000	3,300	331	
庄 内	9,100	12,900	2,200	113	
西 岳	9,500	15,000	500	34	施設園芸作物 最高額 5,800円
梅 北	8,900	15,000	2,000	93	
安 久	5,900	11,300	2,000	106	
山之口	11,700	15,000	6,800	20	
高 城	8,700	15,800	3,000	184	
山 田	8,800	13,400	3,100	181	施設園芸作物 最高額 93,200円
高 崎	9,000	14,400	3,700	165	
都城市	9,100	45,200	500	1,450	

※1 農地数は、集計に用いた申請筆数です。

※2 金額は、算出結果を100円単位に四捨五入しています。

※3 無償での貸借及び現物支給は除いています。